

日本バスケットボール学会 学会賞規定

(目的)

日本バスケットボール学会（以下「本学会」）は、会員の研究活動を奨励するため「日本バスケットボール学会賞」【JSBS Award】（以下「学会賞」）を設ける。

(学会賞の種類)

第1条 学会賞は、次の2部門とする。

1. 優秀論文賞
2. 学会発表賞
 - (1) オーラル賞
 - (2) ポスター賞

(賞の対象)

第2条 優秀論文賞は、機関誌（前年度発刊）に掲載された原著論文の中から選考するものとする。

第3条 学会発表賞は、当該の学会大会における優れた発表者とする。

(表彰内容)

第4条 表彰内容および件数は、次のとおりとする。

1. 優秀論文賞（賞状、副賞） 2件以内
2. 学会発表賞
 - (1) オーラル賞（賞状、副賞） 2名以内
 - (2) ポスター賞（賞状、副賞） 2名以内

(選考委員会)

第5条 優秀論文賞選考委員会と学会発表賞選考委員会を置く。

第6条 各委員会の構成人員については「日本バスケットボール学会賞 選考内規」に定める。

第7条 優秀論文賞選考委員会および学会発表賞選考委員会の委員長は各委員会委員で互選する。

第8条 委員長および委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第9条 優秀論文賞選考委員は、機関誌（前年度発刊）に論文を投稿した者および共同研究者は含めないものとする。

第10条 学会発表賞選考委員は、当該の学会大会で発表する者および共同研究者は含めないものとする。

(各賞の選考方法)

第11条 各賞の選考方法は、「日本バスケットボール学会賞 選考内規」に定める。

(選考結果)

第12条 優秀論文賞の選考結果は、理事会の承認を得るものとする。

第13条 学会発表賞の選考結果は、会長に報告しなければならない。

(受賞者の表彰)

第14条 受賞者の表彰は、学会大会で行うものとする。

第15条 本規定の改訂・追加・廃止などは、理事会の承認を得るものとする。

付則

この規定は2019年8月8日から施行する。